

「家がいいね」 第105号

いせ在宅医療クリニック 広報月刊紙

2013. 2. 8



2月は逃げる、3月は去るとか言い、気ぜわしく時が経ちます。今月に何を書こうか考えているうちに、もう蟬梅が咲いていました。気負わずに最近感じたことを、そのまま呟くことにします。

がんを放置するのも悪くない

4月が来ると、在宅医を始めて11年が来ます。病院の常識では考えられない病気との付き合い方を、患者さんから日々教えられています。生活を優先することで元気もりも、「おかしいなあ、もう悪くなっても不思議じゃないんだけど」と医者の読みをひっくり返されるのは、嬉しいものです。進行がんを抱えて生活するのも悪くないという方とお付き合いすると治療って何だ?と思います。



この新書を読み、近藤誠医師の主張がわが事のように思えました。「患者よ、癌と闘うな」という旧著から彼の主張は一貫しています。どうやら変わったのは、私のようです。周囲の意見で闇雲に突撃するのではなく、いま立っている足場から落ち着いてがんに向き合う時代まで来たのかと感じました。

介護保険で腹がたつこと

救急の時に**医療保険証**がすぐに使えないとしたら困りますね。実は**介護保険証**は持っている形では使えず、申請が必要です。**約束手続き30日以内**に使用許可(認定)が届くのが原則です。



期限内の約束を1割しか守れない事態が続いているのが伊勢市です。約束を守るのは行政責任です。

会社の仕事で、納期のあるものがいつも遅れ遅れて、1割しか納められない事態が何年も続けられるものでしょうか。そんな会社はつぶれます。

伊勢市介護保険課の資料では、**申請から認定までの平均日数は、何と48日もかかっています。**申請日から、医者申請書類が届くまでは17日で早いとは言えませんが、**申請日から調査員が自宅訪問するまでが、何と33日と既に約束違反です。**約束の期限内に認定できる数も、毎月の申請の数を常に下回っているのだから驚きます。

例えて言えば介護保険を使おうとする人は長い行列に並ばなければならぬのです。並ぶ人には使わなくても申請だけはしておこうという目先の利く人(未利用者)もいますが、その比率は他の自治体と比べて極端に多いわけでもないようです。

結局は、認定調査員の遅れが、渋滞の原因だと全体像が見えてきます。これを放置するのは行政全体としての怠慢というしかありません。

本当に使える介護保険のシステムを！

列に並ぶことも困難な弱い立場の人が困っています。医療保険はすぐに使えます。しかし、在宅でケアを受ける時に必要な介護保険に「待った」をかけるのは、がんの方や障害の重い方に著しい人権侵害をかけているという実態ではないですか。



自宅での人生を
最期まで支援します

〒516-0805
三重県伊勢市御園町高向 927
電話 0596-20-8104
ファクス 0596-20-8105
メール homecare@kr.tcp-ip.or.jp
ホームページ <http://isezaitaku.com>

